

## (仮称)大和市文化芸術振興条例検討会議での指摘事項について

### 1. 第2条について(基本理念)

(1) 「すべての区民が、年齢、障害の有無、国籍等にかかわらず、等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができる環境の整備が図られなければならない。」(港区)という表現はどうか。

前回の会議の議論で、「高齢者」に関する意見を検討した際、「高齢者も“市民”に含まれる」という考え方が示されました。これにならい、年齢の違い、障害の有無などを特記せず、「すべての市民」という表現に包含しました。

(2) [骨子案] の「伝統的な文化芸術の継承」は、「伝承的な文化芸術の尊重」の方が固くなくていい。

【伝承】:(古くからの言い伝え・風習などを)受けついで伝えて行くこと。また、その事柄。

【伝統】:ある集団・社会において、歴史的に形成・蓄積され、世代をこえて受け継がれた精神的・文化的遺産や慣習。

【伝統的】:古くから受け継がれ伝えられているさま。

(3) [骨子案] の伝統文化について、「地域に根ざした伝統文化の継承」(渋谷区)という表現はどうか。

「伝統的な文化芸術」は古典のみを連想させてしまうので、「守り育てられてきた文化芸術」としました。

### 2. 第3条について(市民の役割)

(1) [骨子案]には「文化芸術の創造」とあるが、次世代への継承という意味を含めて「継承」を入れるのはどうか。

条例案では、「文化芸術の継承、創造及び発信に努める」としました。

### 3. 第4条について(市の役割)

(1) 文化芸術に触れたり、創造に関わるというような固い表現ではなく、文化に浸る楽しさや文化に触れる喜び、のような視点があるといいと思う。(文化の香る空気の中に居られるような、もう少しやわらかい表現を)

条例案では、「市民が文化芸術に親しむ」という表現にしました。

(2) [骨子案] に「文化芸術の創造」とあるが、「発展」も入れてもらいたい。

継承には発展という意味を含むと考え、条例案では、「文化芸術の継承、創造及び発信」としました。

#### 4. 第5条について(子どものための施策推進)

(1) 子どもだけでなく、大人全体も含めて文化の地ならしをする必要があるのだという表現ができないものか。

「文化芸術に対する理解を深める」という表現を「子どもが文化芸術に親しむ」として、親や大人たちが一緒に環境づくりを行うことが感じられる表現にしました。

(2) 「豊かな人間性を育み、文化芸術に対する理解を深める」ことはとても難しいことなので、「いろいろな場面で文化芸術に触れ合い、親しむための施策を推進する」としてはどうか。

「文化芸術に触れ合い」は、第4条(市の役割)において削除しましたので、これにならいました。また、「理解を深める」は「親しむ」という表現にしました。

(3) 「市は、市民とともに次代を担う・・・」というように「市民とともに」を入れるだけでもかなり違うのではないか。

第2条(基本理念)において、「市民と市は協力及び連携する」と規定し、「市民とともに」を前提とした考え方を示しているため、この条項では表現していません。

#### 5. 第6条について(多文化共生のための施策推進)

(1) 文化を認め合うのは難しく、特に異文化を理解するのはかなり難しいので、「認め合う」よりも「知り合う」の方が自然ではないかなと思う。

この条例は今後の文化振興の拠り所となる理念を定めるものなので、将来的な目指す姿を示しました。

(2) 「共生」だけでなく「交流」も追加した方がいい。

総務省が進める「地域の国際化」では、「多文化共生の推進に関する研究会」(座長：山脇啓造明大教授)からの「多文化共生推進プログラム」の提言において、「グローバル化の進展、人口減少に対して、外国人労働者の増加が予想され、外国人住民を生活者・地域住民として認識する視点から、多文化共生の地域づくりを検討する必要性が増している。」としたうえで、「地方自治体では、1980年代後半から「国際交流」と「国際協力」を柱に地域国際化を推進してきたが、上記のような地域社会の変化を勘案し、「多文化共生」を第3の柱として、地域国際化を進めていくことが必要である。」としています。そこで、「共生」は「交流」の次の段階として捉えています。

